府中市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱

令和５年４月１２日

要綱第３３号

（趣旨）

第１条　この要綱は、加齢等により聴力が低下した高齢者に対し、府中市高齢者補聴器購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第２条　助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

⑴　府中市に居住し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第５条に規定する住民基本台帳に記録されていること。

⑵　年齢が満６５歳以上であること。

⑶　前年（１月から５月までに行う申請については、前々年）の合計所得金額が２１０万円未満であること。

⑷　耳鼻咽喉科医（以下「医師」という。）を受診し、中等度難聴以上（４分法で両耳とも聴力レベルが４０デシベル以上又は片耳７０デシベル以上）と診断を受けていること。

⑸　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に基づく補装具費支給制度による補聴器の購入に係る費用の支給を受けることができないこと。

⑹　過去５年以内に助成金の交付を受けていないこと。

（助成対象経費）

第３条　助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、補聴器本体１台の購入に係る費用（次に掲げる費用を除く。）とする。ただし、両耳に補聴器を装用することが適当であると医師が認めるときは、両耳分の補聴器２台の購入に係る費用（次に掲げる費用を除く。）を助成対象経費とすることができる。

⑴　診察料、検査料等の受診費用

⑵　医師の意見書等を得るための費用

⑶　補聴器の修理、保守、電池交換等に係る費用

⑷　付属品のみの購入等に係る費用

（助成額）

第４条　助成金の額（以下「助成額」という。）は、助成対象経費に２分の１を乗じて得た額とし、４万円を上限とする。この場合において、当該助成額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

２　前項の規定により算定した額及び第８条第２項の規定により報告があった助成金以外の助成等の金額の合計が助成の対象となる補聴器の購入金額を超える場合は、助成額から当該超えた額を減額するものとする。

（交付の申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補聴器を購入する前に、医師の意見を付した申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

⑴　医師が行った聴力検査の結果の原本又はその写し（検査日から３か月以内のものに限る。）

⑵　申請者の前年（１月から５月までに行う申請については、前々年）の所得金額を証明する書類

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、申請者（前項の規定による申請を行う日が属する年の１月１日時点で府中市に居住し、住民基本台帳に記録されている者に限る。）の同意に基づき、市長が当該申請者の前年（１月から５月までに行う申請については、前々年）の所得金額を公簿等により確認することができる場合は、当該確認をもって前項第２号に掲げる書類の提出があったものとみなす。

（交付の決定）

第６条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、通知書により申請者に通知するものとする。

（補聴器の購入）

第７条　前条の規定による交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定に係る通知があった日から１年以内に、認定補聴器専門店（公益財団法人テクノエイド協会が認定した店舗をいう。）において、助成の対象となる補聴器を購入しなければならない。

（実績報告）

第８条　交付決定者は、助成の対象となる補聴器を購入した後速やかに、報告書に当該補聴器の領収書を添えて、当該購入に係る実績を市長に報告しなければならない。

２　交付決定者は、当該補聴器の購入に当たり、助成金以外の助成等を受けている場合又は受ける予定がある場合には、当該助成等の金額を証明する書類を添えて市長に報告しなければならない。

（助成額の確定）

第９条　市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査して助成額を確定するものとする。

（助成金の請求）

第１０条　交付決定者は、前条の規定による助成額の確定後、請求書により市長に助成金の交付を請求しなければならない。

２　前項の規定による請求は、第６条の規定による通知があった日から１年以内に行わなければならない。

３　前項に規定する期間内に第１項の規定による請求がなかったときは、当該請求をすべき交付決定者は、助成金の交付を辞退したものとみなす。

（助成金の支払）

第１１条　市長は、前条の規定による助成金の請求を受けた場合は、速やかに助成金を支払うものとする。

（決定の取消し）

第１２条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他の不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

⑵　その他助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。

⑶　交付決定者が助成金の交付を辞退したとき（第１０条第３項の規定により辞退したものとみなされた場合を含む。）。

２　市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、通知書により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第１３条　市長は、前条第１項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場

合において、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（延滞金）

第１４条　市長は、交付決定者に対し、前条の規定により助成金の返還を命じた場合において、交付決定者が当該命令に係る助成金を期限までに返還をしなかったときは、期限の翌日から返還までの日数に応じ、未返還額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

２　前項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。

（様式）

第１５条　この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

（雑則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付　則

この要綱は、令和５年４月１２日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

付　則（令和６年２月１６日要綱第３号）

この要綱は、令和６年２月１６日から施行する。